

3 特別会計

(1) 概要

ア 予算決算収支状況

予算決算の状況（会計別）は、第13表のとおりである。

第 13 表 特別会計予算決算の状況

(単位 金額：千円)

	予算現額	歳入決算額	歳出決算額	歳出 翌年度繰越額	歳入差引	歳出差引 (不用額)
市場事業費	2,683,526	2,483,766	2,483,766	—	△ 199,759	199,759
食肉センター事業費	1,068,634	905,604	905,604	101,500	△ 163,029	61,529
国民健康保険事業費	161,431,658	159,045,072	158,466,712	—	△ 2,386,585	2,964,945
農業共済事業費	333,390	341,653	277,160	—	8,263	56,229
母子父子寡婦福祉資金 貸付事業費	226,128	388,685	210,619	—	162,557	15,508
駐車場事業費	967,042	974,901	967,008	—	7,859	33
農業集落排水事業費	1,460,148	1,390,870	1,390,870	—	△ 69,277	69,277
市街地再開発事業費	10,804,549	10,031,619	9,769,616	871,568	△ 772,929	163,364
市営住宅事業費	40,672,143	31,149,336	30,746,124	4,027,670	△ 9,522,806	5,898,348
介護保険事業費	140,364,484	137,902,810	135,826,915	—	△ 2,461,673	4,537,568
後期高齢者医療事業費	37,912,282	37,923,179	37,769,780	—	10,897	142,501
小計	397,923,984	382,537,502	378,814,180	5,000,738	△ 15,386,481	14,109,065
公債費	276,047,416	274,806,003	274,806,003	—	△ 1,241,412	1,241,412
合計	673,971,400	657,343,506	653,620,184	5,000,738	△ 16,627,893	15,350,477

備考：1 歳入に係る差引欄は、歳入決算額から予算現額を控除した額である。
2 歳出に係る差引欄は、予算現額から歳出決算額と翌年度繰越額を控除した額である。

当初予算額に補正予算額や前年度からの繰越額等を加えた予算現額は、特別会計全体で、6,739億7,140万円となっている。

一方、特別会計全体の決算額は、歳入が6,573億4,350万円、歳出が6,536億2,018万円であり、予算額との差額は、歳入（予算額に対する不足額）が166億2,789万円、歳出（翌年度への繰越額を除いた不用額）が153億5,047万円となった。なお、翌年度への繰越額は50億73万円となっている。

イ 決算収支状況

決算収支状況（会計別）は、第14表のとおりである。

第 14 表 特別会計決算収支状況

（単位 金額：千円、比率：％）

	歳 入		歳 出		歳 入 歳 出 差 引 額		実 質 収 支	
	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度
市場事業費	2,483,766	3,971,252	2,483,766	3,971,252	-	-	-	-
食肉センター事業費	905,604	938,488	905,604	938,488	-	-	-	-
国民健康保険事業費	159,045,072	186,479,829	158,466,712	184,616,599	578,360	1,863,230 (64,460)	578,360	1,798,770
農業共済事業費	341,653	345,307	277,160	272,477	64,493	72,830	64,493	72,830
母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	388,685	385,348	210,619	141,688	178,066	243,659	178,066	243,659
駐車場事業費	974,901	950,437	967,008	943,926	7,892	6,510	7,892	6,510
農業集落排水事業費	1,390,870	1,414,770	1,390,870	1,414,770	-	-	-	-
市街地再開発事業費	10,031,619	8,794,071	9,769,616	8,318,740	262,003 (262,003)	475,331 (475,331)	-	-
市営住宅事業費	31,149,336	33,139,089	30,746,124	32,736,263	403,212 (403,212)	402,826 (402,826)	-	-
介護保険事業費	137,902,810	134,815,287	135,826,915	130,560,220	2,075,895	4,255,067 (161,828)	2,075,895	4,093,239
空港整備事業費	-	2,083,910	-	1,105,104	-	978,805	-	978,805
後期高齢者医療事業費	37,923,179	36,269,733	37,769,780	36,133,520	153,398	136,213	153,398	136,213
小計	382,537,502	409,587,525	378,814,180	401,153,052	3,723,322 (665,215)	8,434,473 (1,104,445)	3,058,107	7,330,028
公債費	274,806,003	287,471,006	274,806,003	287,471,006	-	-	-	-
合計	657,343,506	697,058,531	653,620,184	688,624,058	3,723,322 (665,215)	8,434,473 (1,104,445)	3,058,107	7,330,028

備考：1 「歳入歳出差引額」欄の（ ）は、翌年度へ繰り越すべき財源で内書き。
2 実質収支は、歳入歳出差引額から、翌年度へ繰り越すべき財源を控除した額である。

特別会計全体の決算収支は、歳入 6,573 億 4,350 万円に対し、歳出 6,536 億 2,018 万円で、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は 30 億 5,810 万円である。

なお、実質収支については、地方財政法第7条の規定により、地方公共団体は、各会計年度に歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合は、当該剰余金のうち2分の1を下らない金額を、翌々年度までに、積み立て若しくは地方債の繰り上げ償還の対象とすることとされている。一般会計では、神戸市財政調整基金条例第2条第1号の規定により、当該剰余金の2分の1以上を財政調整基金に積み立てている。特別会計では現在、基金設置条例等の規定による基金を設置している会計もある一方で、基金が設置されていない特別会計もある。各特別会計において、財政調整基金の利用も含めて基金の設置が必要かどうかを検討する必要がある。

市場事業費会計においては、中央卸売市場本場で、西側敷地の移転集約の完遂及び新たなニーズへの対応、東側敷地の既存施設の老朽化改修及び機能強化を進めている。事業費は総額約 120 億円を見込んでいる。令和元年度には、西側施設移転集約用地を確保するための海面埋立工事に着手することとしている。当初の収支計画で進捗を図ることが望まれる。

ウ 歳入

歳入決算状況（会計別）は、第15表のとおりである。

第 15 表 特 別 会 計 歳 入 決 算 状 況

（単位 金額：千円，比率：％）

	予 算 現 額 (A)	調 定 額 (B)	決 算 額 (収入済額) (C)	執 行 率 (C/A ×100)	収 入 率 (C/B× 100)	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額
市 場 事 業 費	2,683,526	2,562,823	2,483,766	92.6	96.9	12,971	66,085
食 肉 セ ン タ ー 事 業 費	1,068,634	905,700	905,604	84.7	100.0	—	95
国 民 健 康 保 険 事 業 費	161,431,658	164,746,457	159,045,072	98.5	96.5	1,162,028	4,539,356
農 業 共 済 事 業 費	333,390	341,665	341,653	102.5	100.0	3	7
母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 費	226,128	635,535	388,685	171.9	61.2	4,625	242,223
駐 車 場 事 業 費	967,042	974,901	974,901	100.8	100.0	—	—
農 業 集 落 排 水 事 業 費	1,460,148	1,391,507	1,390,870	95.3	100.0	22	613
市 街 地 再 開 発 事 業 費	10,804,549	10,031,619	10,031,619	92.8	100.0	—	—
市 営 住 宅 事 業 費	40,672,143	31,463,019	31,149,336	76.6	99.0	25,943	287,739
介 護 保 険 事 業 費	140,364,484	138,846,730	137,902,810	98.2	99.3	266,128	677,791
後 期 高 齢 者 医 療 事 業 費	37,912,282	38,220,963	37,923,179	100.0	99.2	62,534	235,249
小 計	397,923,984	390,120,925	382,537,502	96.1	98.1	1,534,258	6,049,163
公 債 費	276,047,416	274,806,003	274,806,003	99.6	100.0	—	—
合 計	673,971,400	664,926,928	657,343,506	97.5	98.9	1,534,258	6,049,163

当年度の歳入は、予算現額6,739億7,140万円に対し、決算額は6,573億4,350万円であり、予算現額に対する執行率は97.5%である。

調定額に対する収入率は98.9%である。また、不納欠損額は15億3,425万円で、うち国民健康保険事業費が11億6,062万円、介護保険事業費が2億6,612万円である。収入未済額は60億4,916万円で、うち国民健康保険事業費が45億3,935万円、介護保険事業費が6億7,779万円である。

エ 歳出

歳出決算状況（会計別）は、第16表のとおりである。

第 16 表 特 別 会 計 歳 出 決 算 状 況

（単位 金額：千円，比率：％）

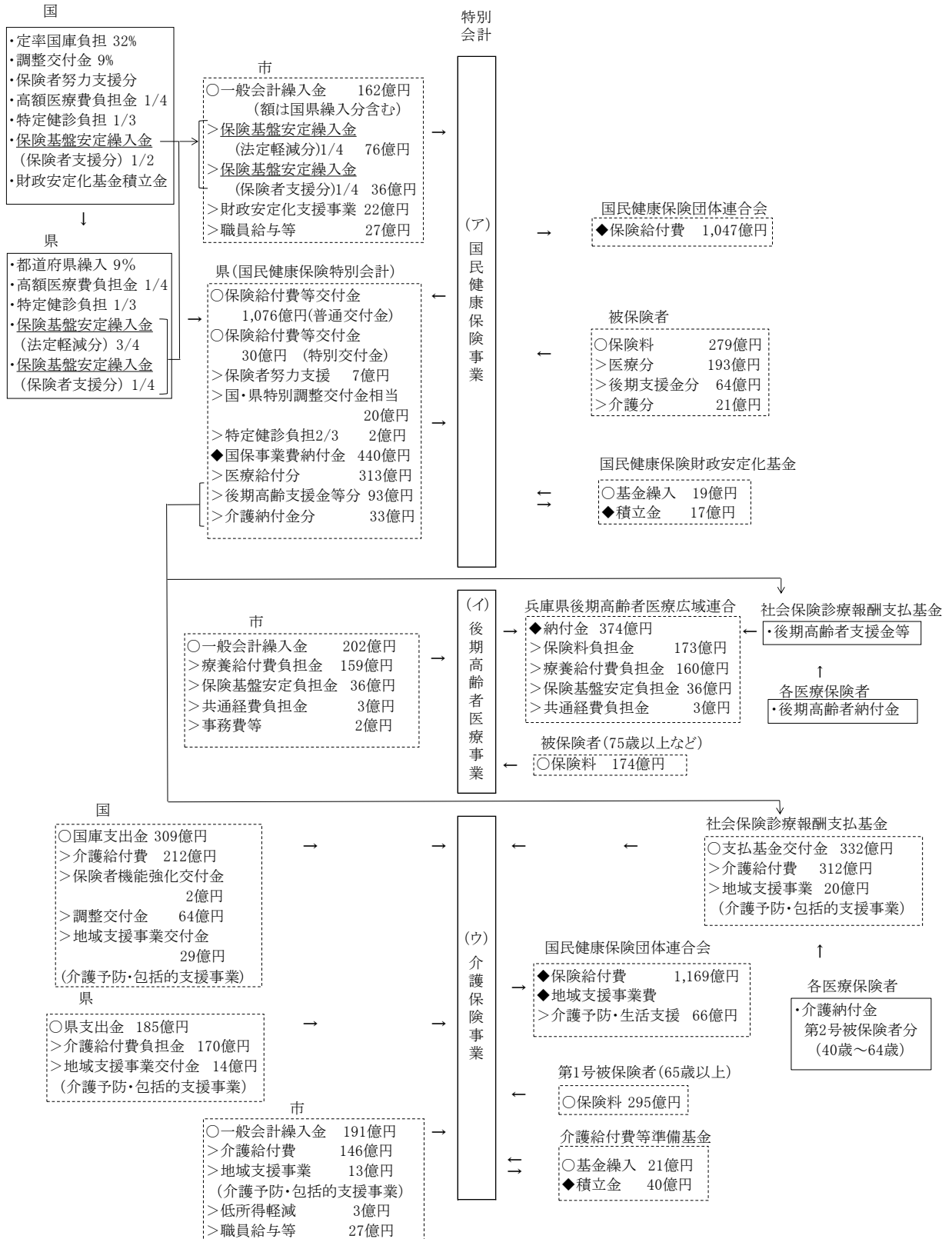
	予 算 現 額 (A)	決 算 額 (B)	執行率 (B/A ×100)	翌 年 度 繰 越 額 (C)	繰越率 (C/A× 100)	不 用 額 (D)
市 場 事 業 費	2,683,526	2,483,766	92.6	—	—	199,759
食 肉 セ ン タ ー 事 業 費	1,068,634	905,604	84.7	101,500	9.5	61,529
国 民 健 康 保 険 事 業 費	161,431,658	158,466,712	98.2	—	—	2,964,945
農 業 共 済 事 業 費	333,390	277,160	83.1	—	—	56,229
母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 費	226,128	210,619	93.1	—	—	15,508
駐 車 場 事 業 費	967,042	967,008	100.0	—	—	33
農 業 集 落 排 水 事 業 費	1,460,148	1,390,870	95.3	—	—	69,277
市 街 地 再 開 発 事 業 費	10,804,549	9,769,616	90.4	871,568	8.1	163,364
市 営 住 宅 事 業 費	40,672,143	30,746,124	75.6	4,027,670	9.9	5,898,348
介 護 保 険 事 業 費	140,364,484	135,826,915	96.8	—	—	4,537,568
後 期 高 齢 者 医 療 事 業 費	37,912,282	37,769,780	99.6	—	—	142,501
小 計	397,923,984	378,814,180	95.2	5,000,738	1.3	14,109,065
公 債 費	276,047,416	274,806,003	99.6	—	—	1,241,412
合 計	673,971,400	653,620,184	97.0	5,000,738	0.7	15,350,477

当年度の歳出は、予算現額6,739億7,140万円に対し、決算額6,536億2,018万円（執行率97.0％）である。翌年度繰越額は50億73万円で、うち市営住宅事業費が40億2,767万円、市街地再開発事業費が8億7,156万円である。また、不用額は153億5,047万円で、うち市営住宅事業費が58億9,834万円、介護保険事業費が45億3,756万円、国民健康保険事業費が29億6,494万円である。

(2) 保険3会計（国民健康保険事業費，後期高齢者医療事業費，介護保険事業費）の状況

ア 枠組み

※ 保険3会計にかかる ○主な歳入 ◆主な歳出 >事業別内訳 平成30年度決算額 [単位:億円(切捨て)]



(ア) 国民健康保険事業

平成 30 年 4 月から都道府県が財政運営の責任主体となり，市町村とともに国民健康保険事業を運営する方式に移行している。市町村は都道府県が示した標準保険料率等で算出した保険料を被保険者から徴収したもものとして納付し，都道府県は保険給付に必要な費用を全額市町村に支払う。国においては，保険者努力支援制度等の経費や財政安定化基金の財源を確保することとされている。

市町村ごとの標準保険料率が示されることにより比較可能性が高まるとともに，都道府県は市町村が担う事務の効率化，標準化，広域化を推進することになる。

(イ) 後期高齢者医療事業

都道府県の区域ごとに設けられた広域連合と，それに加入する市町村によって運営しており，広域連合が保険者として保険料の 2 年（現在：平成 30・令和元年度）毎の改定や医療給付を行っている。医療給付に必要な費用は，75 歳以上が加入する後期高齢者医療制度の被保険者から市町村が徴収する保険料と，現役世代が加入する各医療保険者からの後期高齢者支援金と公費（国・県・市）で負担することになる。

(ウ) 介護保険事業

市町村が保険者となり，3 年毎（現在：平成 30～令和 2 年度）の介護保険事業計画の策定とあわせた保険料の改定や介護サービスを給付する事業を運営している。保険給付等に必要な費用は，保険料と公費（国・県・市）で負担することとなっている。65 歳以上の第 1 号被保険者の保険料は，保険者である市町村が徴収し，40 歳以上 65 歳未満の第 2 号被保険者分の保険料は，各医療保険者が医療分保険料と併せて徴収し，社会保険診療報酬支払基金を通じて，支払基金交付金として交付されている。

イ 状況（平成 30 年度）

	被保険者数（年度末）	一人当たり保険料	一人当たり給付費
(ア) 国民健康保険事業	323 千人	86,873 円	319,211 円
(イ) 後期高齢者医療事業	209 千人	82,947 円※1	971,536 円※1
(ウ) 介護保険事業	第 1 号 427 千人 (参考) 第 2 号 520 千人	75,120 円※2	1,680,963 円※3

※1 兵庫県後期高齢者医療広域連合の公表数値

※2 第 7 期介護保険事業計画における保険料基準額

※3 保険給付サービス利用者（H30.9 末 70,825 人）一人当たり

4 財産等の状況

(1) 財産の状況

企業会計を除く財産の年度末現在高及び当年度中の増減の状況は、第17表のとおりである。

第 17 表 財 産 の 年 度 末 現 在 高

区 分		単位	30年度末	29年度末	対前年度増減	
公 有 財 産	土地及び建物	土地	m ²	66,210,842	69,497,987	△ 3,287,145
		行政財産	m ²	41,339,519	44,655,626	△ 3,316,106
		普通財産	m ²	24,871,322	24,842,361	28,961
		建物	m ²	7,176,973	7,204,519	△ 27,545
	山林（立木の推定蓄積量）		m ³	143,873	143,954	△ 81
	動産	船舶	隻	1	1	0
		浮架橋	基	1	1	0
		航空機	機	2	2	0
	物権	地上権	m ²	3,183	3,183	0
		地役権	m ²	15,374	15,374	0
温泉権		件	10	10	0	
無体財産	無体財産権	件	49	44	5	
	有価証券	千円	13,353,650	13,353,650	0	
	出資による権利	千円	250,212,381	251,081,261	△ 868,879	
物品	点	7,497	7,546	△ 49		
債権	千円	86,919,002	85,683,267	1,235,734		
基金	千円	334,064,126	315,836,282	18,227,844		
	神戸市都市整備等基金		16,819,374	16,046,426	772,947	
	神戸市公債基金		279,545,504	263,145,759	16,399,744	
	神戸市財政調整基金		12,898,689	12,898,087	602	
	神戸市市民福祉振興等基金		2,001,225	2,109,840	△ 108,614	
	神戸市介護給付費等準備基金		6,346,280	4,384,226	1,962,054	
	神戸市まちづくり等基金		2,918,113	2,869,801	48,312	
	神戸市営住宅敷金等積立基金		5,905,122	6,542,717	△ 637,595	
	その他各種基金		7,629,815	7,839,422	△ 209,607	

備考：1 道路及び橋梁，河川及び海岸並びに港湾及び漁港を含まない。

2 「土地（普通財産）」には市所有山林面積を含む。

3 「物品」は，取得価格100万円以上のものを掲載している。

4 温泉権は神戸市有馬温泉施設，フルーツ・フラワーパーク温泉，しあわせの村温泉及び新長田南の温泉権である。

財産の主な増減内訳は，第18表のとおりである。

第 18 表 財産の主な増減内訳（基金除く）

（単位 金額：千円）

増 減 理 由		期中増減高	単位	備 考		
土地	行政財産	公園（建設局）	△ 1,909,660	㎡		
		空港施設及空港関連施設（みなと総局）	△ 1,442,728			
		その他市民福祉施設（建設局）	105,363			
		公営住宅（住宅都市局）	△ 40,726			
	普通財産	貸地・貸家その他雑種財産（住宅都市局）	20,941			
		貸地・貸家その他雑種財産（教育委員会）	16,743			
建物	山林（建設局）	△ 13,267	㎡			
		事業用財産（住宅都市局）			5,483	
		空港施設及空港関連施設（みなと総局）			△ 22,010	
出資	貸地・貸家その他雑種財産（保健福祉局）	17,053	千円	年度末現在高		
	その他社会福祉施設（保健福祉局）	△ 10,949				
	神戸空港ターミナル株式会社出資金	△ 670,000				0
	公益財団法人先端医療振興財団研究開発支援基金出せん金	△ 401,247				0
	阪神水道企業団出資金	222,818				48,173,014
債権	公益財団法人神戸都市問題研究所出せん金	△ 125,000	千円	年度末現在高		
	公益財団法人神戸市産業振興財団出せん金	100,000				636,054
	医療機器等整備資金貸付金	3,402,000				9,610,000
	神戸新交通株式会社貸付金	△ 915,200				23,377,900
	新中央市民病院整備事業貸付金（施設整備）	△ 811,602				23,401,866
	新中央市民病院整備事業貸付金（用地取得）	△ 262,479				6,895,070
	一般財団法人神戸すまいまちづくり公社貸付金	△ 185,666				4,191,996
	西神戸医療センター整備事業貸付金（施設設備）	172,000				409,000
西市民病院整備事業貸付金	73,510	1,470,689				
株式会社神戸新聞会館貸付金	△ 52,488	107,233				

財政制度等審議会は、平成 30 年 11 月 20 日に取りまとめた「平成 31 年度予算の編成等に関する建議」の中で、「地方の基金残高は一般財源ルールの導入後も増加を続けており、（中略）地方全体で見れば、基金を取り崩しながら何とかやりくりしているといった財政状況にはなっていない。」としている。

一方、地方財政審議会は、平成 30 年 12 月 11 日に取りまとめた「今後目指すべき地方財政の姿と平成 31 年度の地方財政への対応についての意見」の中で、「地方自治体の基金は、年度間の財源調整や、特定の事業の複数年度にわたる安定的な運営等のために設けられるものである。

（中略）、地方全体として基金の残高が増加していることをもって、地方財政に余裕があるかのような議論や、地方の財源を削減するような議論は不適當である。」としている。

その後、政府は、令和元年 6 月 21 日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針 2019」の中で、「地方の歳出水準については、（中略）地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2021 年度までにおいて、2018 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。」としつつも「地方自治体の基金の見える化（一覧化を含む）に引き続き取り組む。」としている。

そのような中、指定都市市長会は、令和元年 7 月 30 日に総務大臣へ手交した要請書の中で、「基金の増加や現在高を理由とした地方財源の削減は決して行わないこと。」としている。

(2) 市債の状況

ア 市債状況

市債の状況を見ると、第19表のとおりである。

第 1 9 表 市 債 の 状 況 (企 業 会 計 を 含 む)

(単位 金額：千円，比率：%)

項 目	30年度		29年度		対増	前 年 度 減 額	対前年度 増 減 率
	決算額	構成 比率	決算額	構成 比率			
一 般 会 計	1,110,758,922	56.8	1,092,326,373	55.3		18,432,549	1.7
市 債 現 在 高 (年 度 末)	建設地方債	574,998,622	29.4	592,916,921	30.0	△ 17,918,299	△ 3.0
	土木債	117,434,157	6.0	123,686,635	6.3	△ 6,252,478	△ 5.1
	都市計画債	79,218,413	4.1	84,288,199	4.3	△ 5,069,786	△ 6.0
	出資金	80,736,835	4.1	91,608,942	4.6	△ 10,872,107	△ 11.9
	高速鉄道事業会計出資金	25,693,511	1.3	27,071,106	1.4	△ 1,377,595	△ 5.1
	阪神高速道路出資金	14,388,000	0.7	20,480,000	1.0	△ 6,092,000	△ 29.7
	阪神水道企業団出資金	10,119,683	0.5	11,643,488	0.6	△ 1,523,805	△ 13.1
	その他	30,535,641	1.6	32,414,348	1.6	△ 1,878,707	△ 5.8
	教育債	93,413,887	4.8	89,685,580	4.5	3,728,307	4.2
	災害復旧債	2,117,696	0.1	1,266,084	0.1	851,612	67.3
	その他	202,077,634	10.3	202,381,481	10.2	△ 303,847	△ 0.2
	臨時財政対策債	498,833,399	25.5	457,243,591	23.1	41,589,808	9.1
	退職手当債	7,018,000	0.4	8,360,000	0.4	△ 1,342,000	△ 16.1
	減税補てん債	29,109,900	1.5	33,006,860	1.7	△ 3,896,960	△ 11.8
	臨時税収補てん債	799,001	0.0	799,001	0.0	0	0.0
特 別 会 計	179,294,017	9.2	201,023,490	10.2	△ 21,729,473	△ 10.8	
企 業 会 計	664,958,047	34.0	682,360,369	34.5	△ 17,402,322	△ 2.6	
計	1,955,010,986	100.0	1,975,710,232	100.0	△ 20,699,246	△ 1.0	
市 債 収 入	一 般 会 計	80,263,000	67.6	82,318,900	68.4	△ 2,055,900	△ 2.5
	特 別 会 計	10,219,300	8.6	13,634,092	11.3	△ 3,414,792	△ 25.0
	企 業 会 計	28,262,000	23.8	24,313,000	20.2	3,949,000	16.2
	計	118,744,300	100.0	120,265,992	100.0	△ 1,521,692	△ 1.3
元 金 償 還 額	一 般 会 計	61,830,451	44.3	55,795,817	38.9	6,034,634	10.8
	特 別 会 計	14,940,477	10.7	17,506,756	12.2	△ 2,566,279	△ 14.7
	企 業 会 計	62,672,618	44.9	70,147,843	48.9	△ 7,475,225	△ 10.7
*1	計	139,443,546	100.0	143,450,416	100.0	△ 4,006,870	△ 2.8

備考：1 「市債収入」，「元金償還額」の金額には借換債を含まない

2 「*1」：満期一括償還積立金を含まない

資料：行財政局財政部財務課

一般会計，特別会計及び企業会計をあわせた当年度末の市債残高は，1兆9,550億1,098万円で，前年度末に比べ206億9,924万円（1.0%）減少した。

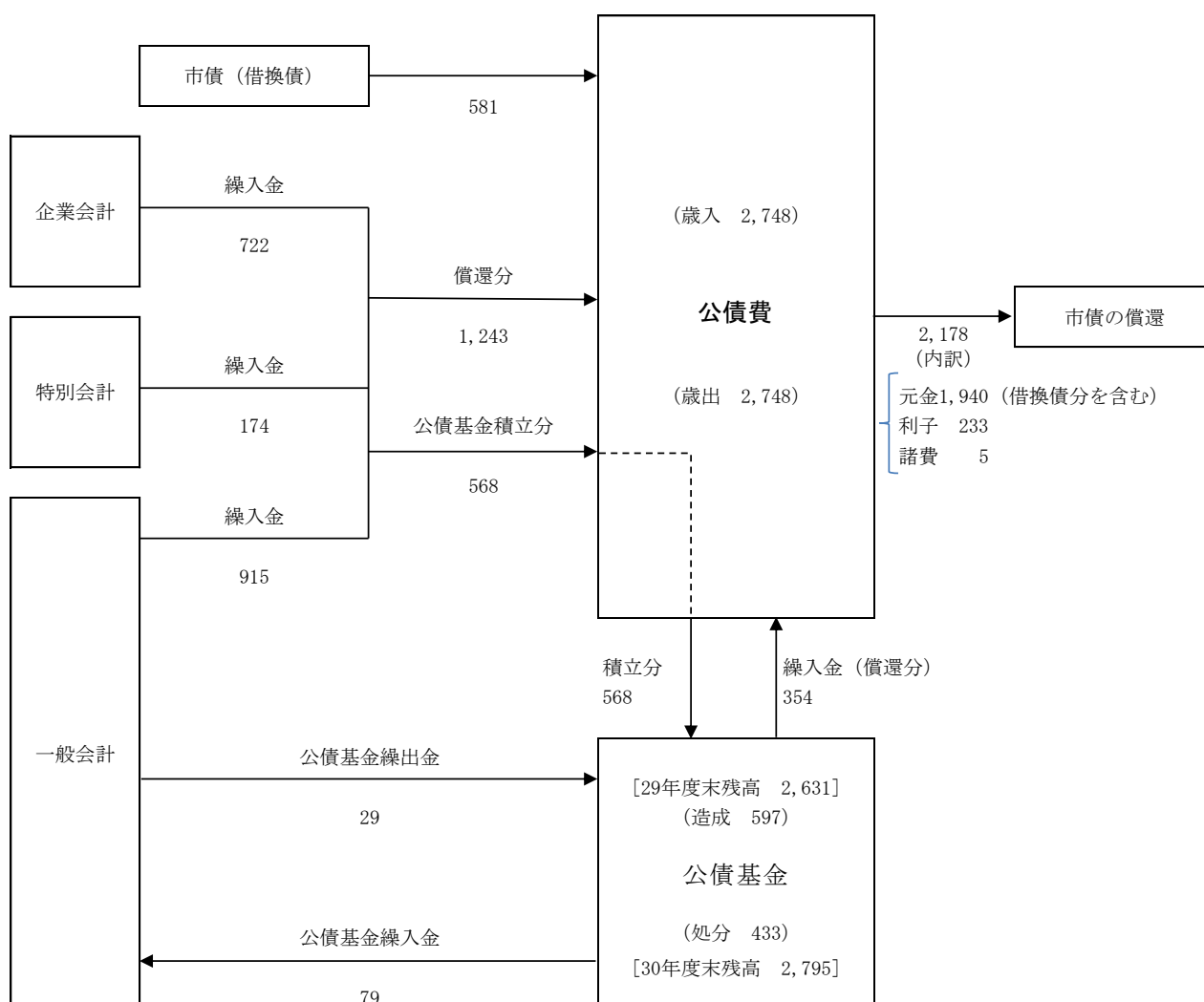
このうち，一般会計の市債残高は，出資金，土木債，都市計画債等の償還が進んだが，臨時財政対策債が増加したため，前年度比では1.7%増加した。一方，特別会計及び企業会計の市債残高は，償還が進んだことなどから，前年度に比べそれぞれ10.8%，2.6%減少した。

市債の償還財源を確保するための公債基金の当年度末残高は、前年度に比べ 163 億 9,974 万円増加し、2,795 億 4,550 万円となった（34 頁 第 17 表参照）。

市債については、特別会計の公債費で、市債（一般会計、特別会計及び公営企業会計分）の元利償還等を一元的に行っている。整理会計として公債償還状況を正確に把握し、公債事務の円滑な執行を図ることを目的に、第 9 図のとおり、各会計から元金・利子等を当会計へ繰り入れ、公債費を通じて市債の償還を行っている。

第 9 図 市債償還の流れ

（単位 金額：億円）

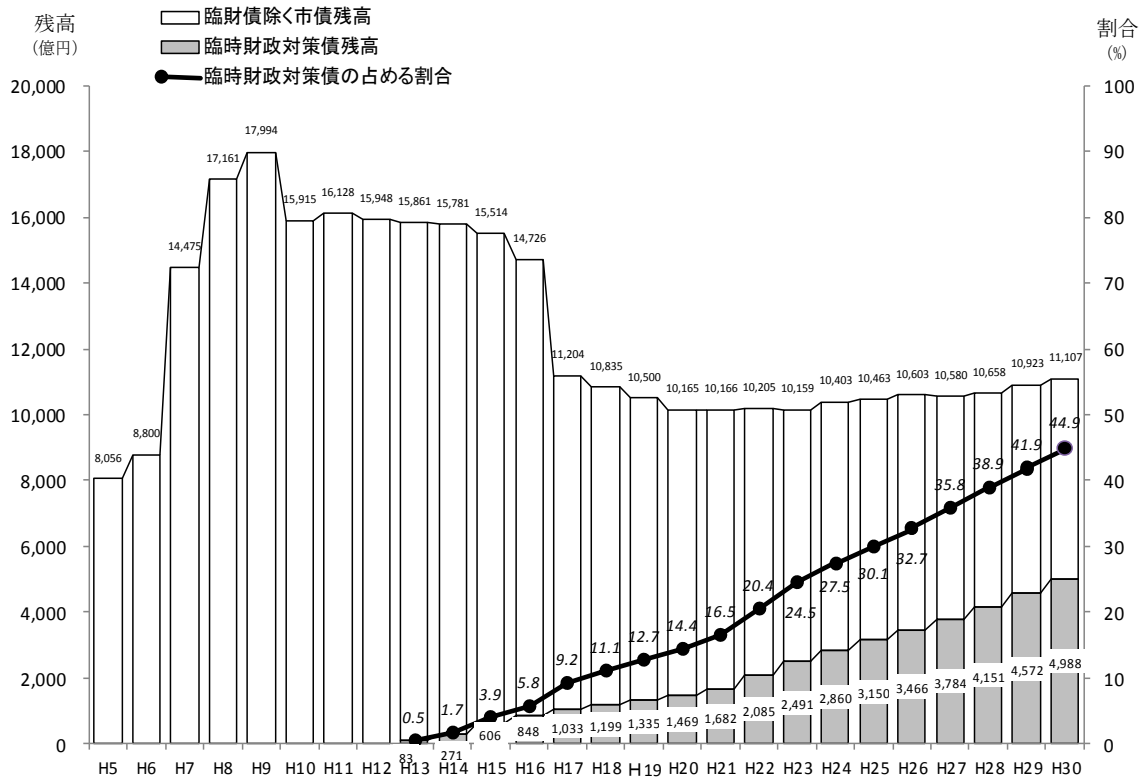


一般会計における市債残高の推移は、第 10 図のとおりである。

市民の安全・安心につながる市民の暮らしに身近な投資を中心に事業を厳選して発行すると

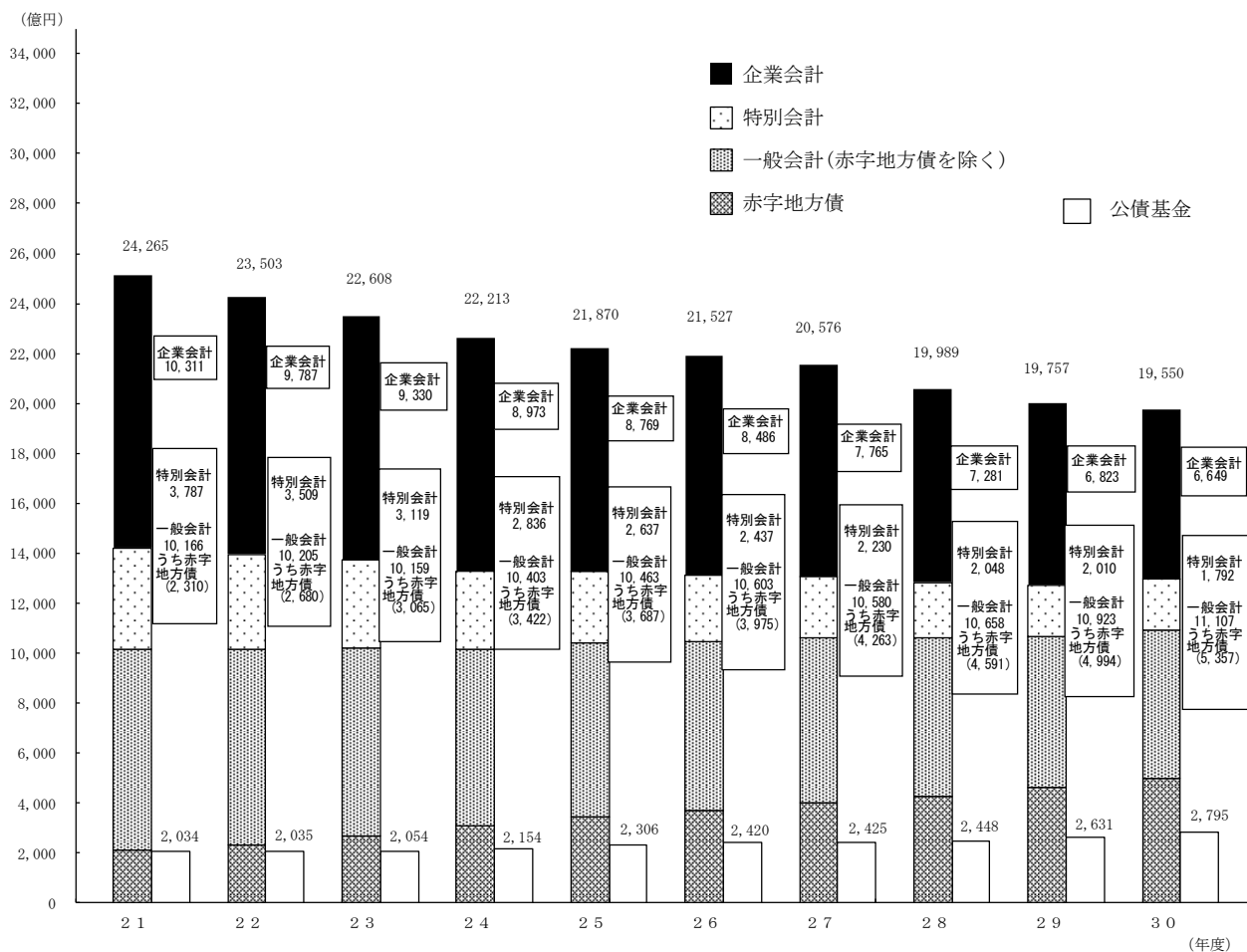
ともに、元利償還を着実に進めた結果、臨時財政対策債を除く市債残高については減少してきているが、国による地方財政対策に伴い臨時財政対策債の残高が増加してきており、全体としてはここ数年ほぼ横ばいで推移している。

第 10 図 市債残高の推移



企業会計を含む市債及び公債基金残高の推移は、第 11 図のとおりである。

第 11 図 市債及び公債基金残高の推移（企業会計を含む）



市民一人当たり市債残高(一般会計)

(千円)

661	661	658	676	675	685	684	691	710	725
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

備考：1 赤字地方債の残高は、臨時財政対策債・減税補てん債・臨時税収補てん債・退職手当債の残高であり、一般会計残高の内数である。

イ 公会計との整合

公会計に準拠した「平成 29 年度神戸市の財務書類」の「一般会計等貸借対照表」及び「全体貸借対照表」の地方債額と市債残高との差は、次のような状況による。

【一般会計等財務書類との差】

決算審査意見書	神戸市の財務書類
一般会計（平成 29 年度）	一般会計等（平成 29 年度）
決算審査意見書市債残高 1 兆 923 億円	神戸市の財務書類「一般会計等」の範囲・・・一般会計，特別会計（母子父子寡婦福祉資金貸付事業費，市営住宅事業費，空港整備事業費，公債費）
	神戸市の財務書類一般会計等貸借対照表地方債 1 兆 2, 323 億円(①+②+③+④)
	(内訳)
	①一般会計 1 兆 923 億円
	②母子父子寡婦福祉資金貸付事業費，市営住宅事業費，空港整備事業費，公債基金 1, 299 億円
	③空港事業会計の港湾事業会計への移管に伴う差 13 億円
	④満期一括償還積立（特別会計） 88 億円

【全体財務諸表との差】

決算審査意見書	神戸市の財務書類
市債合計（平成 29 年度）	全体（平成 29 年度）
決算審査意見書市債残高 1 兆 9, 757 億円	神戸市の財務書類全体貸借対照表地方債 1 兆 9, 793 億円(①+②+③)
	(内訳)
	①市債残高 1 兆 9, 757 億円
	②自動車事業会計，港湾事業会計における基金からの借入金 23 億円
	③空港事業会計の港湾事業会計への移管に伴う差 13 億円

(3) 債務負担行為の状況

債務負担行為の状況は、第20表のとおりである。

第 20 表 債務負担行為の状況

(単位 金額：千円，比率：%)

項 目	30 年 度 末			29 年 度 末		
	決 算 額	対 前 年 度 増 減 額	増減率	決 算 額	対 前 年 度 増 減 額	増減率
物 件 の 購 入 等 に 係 る も の	110,767,288	28,662,082	34.9	82,105,206	△ 13,167,863	△ 13.8
債 務 保 証 又 は 損 失 補 償 に 係 る も の	153,063,342	1,692,500	1.1	151,370,842	△ 9,521,740	△ 5.9
地 方 債 証 券 共 同 発 行 連 帯 債 務	15,010,000,000	33,000,000	0.2	14,977,000,000	△ 78,000,000	△ 0.5
そ の 他	63,774,894	△ 9,186,393	△ 12.6	72,961,287	17,234,747	30.9
合 計	15,337,605,524	54,168,189	0.4	15,283,437,335	△ 83,454,856	△ 0.5

備考：「物件の購入等に係るもの」及び「その他」については、支出すべき額が確定したもの又は支出予定額を、「債務保証又は損失補償に係るもの」及び「地方債証券共同発行連帯債務」については、限度額をそれぞれ計上した。

資料：行財政局財政部財務課

当年度末の在 high は15兆3,376億552万円であり、「地方債証券共同発行連帯債務」の増等により、前年度末に比べ541億6,818万円（0.4%）増加している。

「物件の購入等に係るもの」は、2年度以上にわたる製造・工事の請負及び建造物の購入等で、翌年度以降の歳出予算に計上し執行するものである。

「地方債証券共同発行連帯債務」は地方公共団体が共同して市場公募地方債を発行する際の連帯債務保証であり、保証の必要が生じた場合に保証額を歳出予算に計上し執行するものである。

「地方債証券共同発行連帯債務」以外の債務負担行為の主なものは、第21表のとおりである。

第 21 表 債務負担行為の主なもの

(単位 金額：千円)

区 分	項 目	金 額
物件の購入等に係るもの	製造・工事の請負に係るもの	95,601,978
	建物購入（庁舎整備を除く）	4,679,609
	庁舎整備	10,141,643
債務保証又は損失補償に係るもの *1	神戸市道路公社債務保証	124,425,500
その他	指定管理 *2	39,437,481
	借上公営住宅借上料 *3	4,577,750

備考 *1 金額欄は限度額を計上した。

*2 指定管理に関する委託料で、後年度委託料等を債務負担行為としている。

*3 公営住宅として借り上げた民間住宅等の借上料（駐車場を含む）で、後年度借上料を債務負担行為としている。

平成 30 年度神戸市都市整備等基金運用状況審査意見

第 1 審査の対象

平成 30 年度神戸市都市整備等基金（定額運用部分）の運用状況

第 2 審査の方法

定額運用基金の運用は目的に沿って行われているか、計数は正確であるか、会計処理は適正かについて、関係部局が所管する証書類と照合するとともに、責任者に対する質問の方法により審査した。

第 3 審査の期間

令和元年 5 月 22 日～8 月 23 日

第 4 審査の結果

都市整備等基金のうち定額の資金を運用するための基金に係る部分（定額運用部分）について、平成 30 年度の運用は、目的に応じ確実に行われており、その計数は正確であり、会計処理はおおむね適正に行われているものと認められた。

この基金は、神戸市都市整備等基金設置条例（以下、「条例」という。）第 1 条第 1 号に設置目的として掲げている公用若しくは公共用に供する土地又は公益のために必要とする土地の先行取得により、都市の円滑な整備等に資することを目的として設置されているものであり、同条第 2 号の公共施設の整備に資すること、同条第 3 号の経済事情の変動等により著しく財源が不足する場合において当該財源に充てることを目的として、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるための基金に係る部分（積立部分）とともに、都市整備等基金を構成している。

定額運用部分で実施する事業としては、条例第 1 条第 1 号に設置目的として掲げている公用若しくは公共用に供する土地又は公益のために必要とする土地の先行取得を実施しており、所管局は所要額で買戻ししている。また、積み立てる額は、条例第 2 条第 1 号に予算で定める額、第 2 号に基金の運用から生ずる収益の額との規定があり、前年度の定額運用基金残高に新規の土地先行取得事業等の予算額を加えた金額である。

第 5 基金の運用状況

平成 30 年度の都市整備等基金の定額運用部分の運用状況は、第 1 表のとおりである。

第 1 表 都市整備等基金（定額運用部分）の運用状況

(単位 金額：千円)

項 目	29年度末 現在高	当年度中の運用状況		当年度中の 積立額	30年度末 現在高
		増 加	減 少		
現金・預金	13,199,292	898,774	421,393	704,211	14,380,885
土地	2,049,985	421,393	898,774	-	1,572,603
合 計	15,249,277	1,320,167	1,320,167	704,211	15,953,489

備考：平成30年度末現在高は、168億1,937万円であるが、定額運用部分に係る金額のみを掲載した。